

保護者と学校との連絡システム導入業務委託

公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

豊中市立小学校41校・中学校18校（夜間中学1校含む）に、学校と保護者の円滑なコミュニケーションを確保するため、お知らせ配信とその既読確認、登録者からの欠席・遅刻連絡、学校側からのアンケート機能等を兼ね備えた双方向型の連絡システムを導入することで保護者の利便性の向上及び校務の効率化等を行うことを目的に、この導入を実施する受託事業者の選定に当たり、下記のとおり公募型プロポーザル方式での募集を行う。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

保護者と学校との連絡システム導入業務

(2) 業務内容

別添「保護者と学校との連絡システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

(3) 予定履行期間

システム導入業務：契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

システム稼働期間：令和4年（2022年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日まで

ただし、既存システムに機能を付加する場合であって、既存システムの契約終了時期が令和9年（2027年）1月31日より早い場合は、本業務の履行期間は既存システムの契約終了時期までとする。また、この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約を予定しているため、令和4年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する可能性がある。

(4) 提案価格

提案上限額は、導入年度について5,130,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴う提案であることとし、機能要件仕様書中、必須／要望欄が必須の項目について、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステム改修を行うことで実現するに必要な費用、児童・生徒・教職員・権限などの初期設定費用及び教職員等研修費用を含み、見積書に記載すること。なおこの金額にはシステム環境構築のほか、令和3年度中に必要となる例月の運用及びシステム保守についても本提案価格内に含むものとする。契約に必要となる正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案した見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。

また、提示された令和4年度以降の見積金額は、選定上の価格評価に使用する。なお、既存システムに機能を追加する場合であって、本業務の履行期間が令和9年（2027年）1月31日よりも早く終了する場合であっても、令和4年度以降令和9年1月31日まで履行期間を想定した見積金額を「年度ごとの見積金額」に記載すること。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、下記のすべての要件を満

たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク又は ISO27001 若しくはこれらと同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。以下「更正手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更正手続き開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更正手続き開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更正手続き開始の申し立てをしなかった者又は更正手続き開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 提案を行うシステムが、自治体の教育委員会への導入・運用実績を有していること。

4. スケジュール

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和 3 年 10 月 19 日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 3 年 10 月 25 日（月） 17 時 |
| ※質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。 | |
| (3) 質問回答期日 | 令和 3 年 10 月 29 日（金） |
| (4) 提案参加申込書等提出期限 | 令和 3 年 11 月 2 日（火） 17 時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和 3 年 11 月 9 日（火） 17 時 |
| (6) 書類審査 | 令和 3 年 11 月中旬 |
| ※提案者が 5 者以上となった場合に実施 | |
| (7) 面接審査 | 令和 3 年 11 月下旬 |

- (8) 審査結果の通知 令和3年11月下旬
 (9) 委託契約の締結 令和3年12月上旬

5. 応募方法

(1) 提案参加申込書等の提出

①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式1
2	誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式2
3	会社概要		様式3
4	業務経歴書		様式4
5	機密情報に関する誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式5

②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部

③提出期限

令和3年11月2日（火）（午後5時必着）※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

⑥セキュリティ関連資料の提供

機密情報に関する誓約書の提出をもって「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」を提供する。

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	企画提案書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可 ・ただし押印は1箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
2	業務実施体制		様式6
3	管理技術者及び担当		様式7

	技術者の業務実績		
4	業務協力会社体制 (役割分担) 予定		様式 8
5	見積書 (導入年度)	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 9
6	見積書 (例年)	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 1 0
7	機能要件仕様書		様式 1 1
8	印鑑に関する証明書	・証明者の様式による	
9	商業登記簿謄本 (登 記事項証明書)	・証明者の様式による	
1 0	法人税・消費税の納 税証明書	・納税証明書その 3 の 3 に限定 ・証明者の様式による	
1 1	法人市民税の納税証 明書	・証明者の様式による	
1 2	資格証明する文書の 写し	・プライバシーマーク、ISO27001等セキ ュリティー、個人情報保護に関する資格 を保有することを証明する文書の写し	証明書

②提出部数及び形式

提出部数：正本 1 部、副本 1 0 部

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格 A 版の用紙を用いて片面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて 50 ページ以内とすること。(機能要件仕様書を除く。)
- (7) その他詳細については「保護者と学校との連絡システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」による。

③提出期限

令和 3 年 1 1 月 9 日 (火) (午後 5 時必着) ※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参 (土日・祝日及び時間外は受け付けない。)、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

6. 選定方法

(1) 審査方針

- ・審査委員会を設置し審査する。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

(3) 書類審査

提案者が5者以上になった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位4者を面接審査実施対象者とする。

- ・システムに求める機能要件について、機能要件仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）（30%）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）（20%）
- ・見積書（導入年度及び5年間の費用）に基づく書類審査を行う。（価格審査）（25%）
- ・書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査（プレゼンテーション）の日時を通知する。

(4) 面接審査（25%）

- ・原則提案者が面接会場に来場のうえ、提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーションにより提案された内容が本市の学校教育に寄与・貢献するかを審査委員が判断することによって面接審査を行う。
- ・面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・電源タップ等）は提案者が準備するものとする。ただし電源・プロジェクター・スクリーンについては、1か所は豊中市教育委員会事務局が準備する。
- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、審査委員から質疑を行う。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする（説明時間20分・質疑応答20分）。
- ・追加資料等は、豊中市教育委員会事務局が求める場合を除き不可とする。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の事業責任者、事業担当者とする。

(5) 優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を優先契約候補事業者とする。また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中のうち「提案審査」の項目の点数が高い者を優先契約候補事業者とし、同項目も同点の場合は、くじにより優先契約候補事業者を決定する。

(6) 次点以下の決定について

次点以下も（５）と同様に決定する。

（７）審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和３年１１月下旬ごろに郵送にて通知する。
なお、優先契約候補事業者は豊中市教育委員会事務局と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市教育委員会事務局の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

７．提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「３．参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③提出書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

８．契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和３年１２月上旬を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市教育委員会事務局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第１１０条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

９．留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- ③提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式13）を文書で提出すること。
- ④審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ⑤提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑥質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰

属する。

⑧提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

⑨企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13時年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒560-0033 豊中市螢池中町3-2-1-600 【豊中市教育センター内】

豊中市教育委員会事務局 学校運営改革プロジェクト・チーム

TEL 080-6704-9146

FAX 06-6840-8127

E-mail gakkoukaikaku@city.toyonaka.osaka.jp